

まちづくり総合交付金制度について

1 制度概要

地区まちづくり推進委員会等の住民自治組織に対してまちづくり総合交付金を交付することにより、各地域の特色を活かしたまちづくりの活性化と住民自治の推進を図る。

<趣旨>

- ・過疎化、高齢化した地域の枠組みを大きくし、活動の活性化を図る。
- ・自由度が高く増額した交付金で様々な地域要望に応える。
- ・自治会組織の充実を図り、次世代の担い手を育てる。
- ・複数の補助制度を統合し、一括交付することで事務手続きを簡素化する。
- ・「地域づくり支援制度」の自治区間の不均衡を解消する。

2 実施時期：平成 23 年度から制度開始

住民自治組織等との協働によるまちづくりを推進するために「地区まちづくり推進委員会」の組織化を促しており、組織運営に要する経費を支援することにより、更なる地域活性化の促進を図るため、平成 23 年度から比較的自由度の高い交付金として制度を創設した。

3 交付対象団体

地区まちづくり推進委員会、町内会、自治会等

4 予算額（単位：千円）

- ・財源は、過疎債ソフトを充当（一部一般財源）

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
総 額	109,135	107,033	103,516	103,671	103,581
交付金	101,635	100,833	98,516	98,671	99,581
課題解決	7,500	6,200	5,000	5,000	4,000

※年度途中に地区まちづくり推進委員会を設立した場合の予算を含むため、別表の交付可能額とは一致しない。

5 検証スケジュール

1 期 5 年とし、3 年目（中間）及び 5 年目に検証を行い、定期的に制度の見直し（様式の簡素化を含む。）を図っている。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期					第2期					第3期				
	中間検証			制度改正			中間検証		制度改正			中間検証		制度改正

6 過去の見直し内容

(1) 交付対象団体の整理

- ア 「地区まちづくり推進委員会」の認定基準（市が認定）として、「公民館区」は浜田地域では規模が大きすぎるため、「小学校区」を追加〔平成 25 年度改正〕※令和 3 年度に市立公民館を市立まちづくりセンターとして移管（教育部⇒市長部局）
- イ 「地区まちづくり推進委員会」と「複数自治会」の違いが分かりにくいため、「複数自治会」を廃止〔平成 28 年度改正〕

当初	現在
①地区まちづくり推進委員会 (1)市立公民館の区域内的の町内会等で組織された団体 (2)1,000 世帯以上の「単一の町」で組織された団体 (3)500 世帯以上の「複数の町」で組織された団体	①地区まちづくり推進委員会 (1)市立まちづくりセンター※の区域内的の町内会等で組織された団体 (2) 小学校区単位の町内会等で組織された団体 (3)150 世帯以上の「単一の町」で組織された団体 (4)100 世帯以上の「複数の町」で組織された団体
②複数自治会 (1)おおむね 300 世帯以上で構成された「単一の町」で組織された団体 (2)おおむね 200 世帯程度以上で構成された「複数の町」で組織された団体	② 複数自治会を地区まちづくり推進委員会へ統合
③単独自治会 単一又は複数の町内会等で構成された団体	③単独自治会（町内会等） 単一又は複数の町内会等で構成された団体

(2) 交付金額（積算方法）の変更

ア 地区まちづくり推進委員会

- (ア) 地区まちづくり推進委員会が主体となって取り組む活動を推進するため、基礎額の割合を減額し、構成団体（町内会等）に対しては、基礎額の範囲までしか助成することができないよう制限〔平成 28 年度改正〕
- (イ) 加算額①として、当初「事務費」及び「事務局運営費」を交付していたが、ほとんどの団体が活動経費として活用していたため、実態に合わせて「活動費」を新設〔平成 28 年度改正〕
- (ウ) 地区まちづくり計画に基づく地域課題を解決する取組を支援するため「課題解決特別事業」を新設〔平成 28 年度改正〕〔平成 31 年度改正（拡充）〕〔令和 3 年度改正（拡充）〕
- (エ) 高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢

化に対応する事業を推進するため「高齢化加算」を新設〔令和3年度改正〕
 (オ) 将来を担う子どもへの事業（共育・郷育事業など）に関する取り組み
 を推進するため「年少人口加算」を新設〔令和3年度改正〕

当初		現在
基礎額	①均等割 $3 \text{ 万円} \times \text{町内数}$ ②世帯数割 $\text{定額 } 1,800 \text{ 円} \times \text{世帯数}$ ③面積割 $145 \text{ 円} \times \text{面積 (ha)}$	①均等割 $2 \text{ 万円} \times \text{町内数}$ ②世帯数割 $\text{定額 } 1,500 \text{ 円} \times \text{世帯数}$ ③面積割 $100 \text{ 円} \times \text{面積 (ha)}$
加算額①	④事務費 30 万円 ⑤事務局運営費 100 万円 ※所属する町内の世帯数が1,500 以上の場合や、2つの公民館単位 の場合は200万円)	④活動費 ≪活動基礎額≫ $200 \text{ 万円、} 100 \text{ 万円、} 75 \text{ 万円、} 50 \text{ 万円、} 30 \text{ 万円}$ ※団体の規模に応じて交付 ≪高齢化加算≫ $\text{活動基礎額} \times \text{市平均を超えた割合}$ ≪年少人口加算≫ $\text{活動基礎額} \times 10\%$
加算額②	—	⑤課題解決特別事業 $1 \text{ 事業あたり限度額 } 50 \sim 200 \text{ 万円}$ ※複数年事業も可

イ 単独自治会

地区まちづくり推進委員会の設立を推進するため、単独自治会の交付額（基礎額）を減額〔平成28年度改正〕

当初		現在
基礎額	①均等割 $3 \text{ 万円} \times \text{町内数}$ ②世帯数割 $\text{定額 } 1,800 \text{ 円} \times \text{世帯数}$ ③面積割 $145 \text{ 円} \times \text{面積 (ha)}$	①均等割 $2 \text{ 万円} \times \text{町内数}$ ②世帯数割 $\text{定額 } 1,200 \text{ 円} \times \text{世帯数}$ ③面積割 $100 \text{ 円} \times \text{面積 (ha)}$